

愛知県県営住宅条例の一部改正新旧対照表

新

目次

第一章 略

第二章 普通県営住宅の管理（第四条―第二十条の二）

第三章 特別県営住宅の管理（第二十一条―第三十一条）

第四章 社会福祉法人等による普通県営住宅の使用（第三十二条―第三十七

条）

第五章 駐車場の管理（第三十八条―第四十三条）

第六章 雑則（第四十四条―第四十七条）

附則

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 普通県営住宅 法第二条第二号に規定する公営住宅（以下「公営住宅」という。）である県営住宅及び公営住宅に準じて管理を行う県営住宅をいう。

二以下 略

（設置）

第三条 普通県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。）は別表第一、公営住宅に準じて管理を行う県営住宅は別表第二、特別県営住宅は別表第三のとおり設置する。

2 略

（入居者資格）

第四条 普通県営住宅の入居者（以下この章において「入居者」という。）は、法第二十三条に規定する条件のほか、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつて

旧

目次

第一章 略

第二章 普通県営住宅の管理（第四条―第二十条）

第三章 特別県営住宅の管理（第二十一条―第二十七条）

第四章 特定普通県営住宅の管理（第二十八条―第三十一条）

第五章 社会福祉法人等による普通県営住宅の使用（第三十二条―第三十七

条）

第六章 駐車場の管理（第三十八条―第四十三条）

第七章 雑則（第四十四条―第四十七条）

附則

（定義）

- 一 普通県営住宅 法第二条第二号に規定する公営住宅である県営住宅をいう。

二以下 略

（設置）

第三条 普通県営住宅は別表第一、特別県営住宅は別表第二のとおり設置する。

2 略

（入居者資格）

第四条 普通県営住宅の入居者（以下この章において「入居者」という。）は、法第二十三条に規定する条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。この場合において、同条第二号イの条例で定める金額は、公営

は、第一号に掲げる条件を除く。）を具備する者でなければならぬ。この場合において、同条第一号イの条例で定める金額は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第六条第五項第一号に掲げる額とする。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

二 略

三 現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

四 略

（家賃の減免及び徴収猶予）

第十二条 略

2 前項に規定する場合のほか、知事は、次に掲げる場合（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅に係る家賃の免除にあつては、第三号に掲げる場合に限る。）において入居者の新たに入居する普通県営住宅の家賃が当該入居者の従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなるときは、当該入居者に対しては、規則で定めるところにより、家賃の一部を免除するものとする。

一 以下 略

（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理）

第二十条の二 法第十五条、第十八条第三項、第二十条から第二十二條まで、

第二十四条第一項、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項から

第四項まで及び第七項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第

三項及び第四項並びに第三十四条の規定は、公営住宅に準じて管理を行う県

営住宅の管理について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第六
条第五項第一号に掲げる額とする。

一 略

二 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員でないこと。

三 略

（家賃の減免及び徴収猶予）

第十二条 略

2 前項に規定する場合のほか、知事は、次に掲げる場合において入居者の新たに入居する普通県営住宅の家賃が当該入居者の従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなるときは、当該入居者に対しては、規則で定めるところにより、家賃の一部を免除するものとする。

一 以下 略

法第十五条	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	愛知県営住宅条例（昭和二十八年愛知県条例第十三号）第十四条第一項の規定により納付された
法第十八条第三項	第一項の規定により徴収した	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十條	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十一條	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十二條第一項	公営住宅の入居者	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の入居者	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十四條第一項	他の公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十七條	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十八條第一項	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第二十九條第一項及び第四項	公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第三十條第一項	公営住宅に 公営住宅の	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第三十一條第一項	他の公営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅	公営住宅に準じて管理を行う県営住宅
法第三十二條第三項	前三條 公営住宅	第二十八條第一項、第二十九條第一項から第四項まで及び第七項並びに前條第一項 公営住宅に準じて管理を行う県	前三條 公営住宅に準じて管理を行う県

	第十六条第一項若しくは第二十八条第二項	愛知県営住宅条例第九条第一項若しくは第十六条第三項	営住宅
法第三十四条	第十八条第三項又は第二十八條第三項又は第二十九條第八項又は第三十條第四項及び第三十七條第六項に於いて準用する場合を以て準用する場合を含む。、 含む。の規定による第十四條第二項、第十六條第四家賃若しくは金銭の項及び第十七條第六項において減免、第十八條第二項準用する場合を含む。の規定による敷金のよる家賃、延滞金、敷金若しくは減免、第十九條（第二は金銭の全部若しくは一部の免十八條第三項又は第二十九條第三項若しくはその徴収の猶予、同二十九條第八項にお條例第十二條第二項（同條例第六項に於いて準用する場合を以て準用する場合を含む。）、 含む。の規定による項において準用する場合を含む。家賃、敷金若しくは金む。の規定による家賃の一部の錢の徴収の猶予 請求、 又は第四十條の規定による公営住宅への入居の措置に關し	同條例第十二條第一項（同條例第十三條第二項（同條例第十六條第三項及び第十七條第六項に於いて準用する場合を含む。）、 含む。の規定による第十四條第二項、第十六條第四家賃若しくは金銭の項及び第十七條第六項において減免、第十八條第二項準用する場合を含む。の規定による敷金のよる家賃、延滞金、敷金若しくは減免、第十九條（第二は金銭の全部若しくは一部の免十八條第三項又は第二十九條第三項若しくはその徴収の猶予、同二十九條第八項にお條例第十二條第二項（同條例第六項に於いて準用する場合を以て準用する場合を含む。）、 含む。の規定による項において準用する場合を含む。家賃、敷金若しくは金む。の規定による家賃の一部の錢の徴収の猶予 請求又は 又は第四十條の規定による公営住宅への入居の措置に關し	公営住宅の 営住宅の

2 | 公営住宅に準じて管理を行う県営住宅に係る第十八条の規定の適用については、同条第一項中「から第四号まで及び第六号」とあるのは「及び第二号」と、「場合に」とあるのは「場合又は入居者が公営住宅に準じて管理を行う県営住宅若しくは共同施設を故意に毀損し、若しくは第二十条の二第一項において読み替えて準用する法第二十七条第一項から第五項までの規定に違反し

た場合に」と、同条第三項中「第二号から第四号までの規定又は」とあるのは「第二号の規定若しくは」と、「同項」とあるのは、「又は入居者が公営住宅に準じて管理を行う県営住宅若しくは共同施設を故意に毀損し、若しくは第二十条の二第一項において読み替えて準用する法第二十七条第一項から第五項までの規定に違反したことにより、第一項」とする。

(家賃)

第二十三条 特別県営住宅の家賃は、別表第三のとおりとする。

第二十八条から第三十一条まで 削除

(家賃)

第二十三条 特別県営住宅の家賃は、別表第二のとおりとする。

第四章 特定普通県営住宅の管理

(特定普通県営住宅への入居)

第二十八条 知事は、法第四十五条第二項の規定により別表第三に掲げる普通県営住宅（以下「特定普通県営住宅」という。）に次条に規定する条件を具備する者を入居させることができる。

(入居者資格)

第二十九条 特定普通県営住宅に入居しようとする者は、第二十二条各号（特定普通県営住宅のうち同居の親族がない入居者の居住の用に供するものとして知事が定めるものにあつては、第一号及び第五号を除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(家賃)

第三十条 特定普通県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条において準用する第十条第一項の規定による特定普通県営住宅の入居者（以下この条において「入居者」という。）からの収入の申告に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項に規定する方法により、知事が定める額とする。ただし、次条において準用する第十条第一項の規定による入居者からの収入の申告がない場合において、法第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者とその請求に応じないときは、当該特定普通県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

(準用)

第三十一条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十二条第一項、第

第四章 略

(使用の許可等)

第三十二条 知事は、法第四十五条第一項に規定する社会福祉法人等に対して、普通県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。以下この章において同じ。）の使用を許可することができる。

2 略

第五章 略

(使用者資格)

第三十八条 知事が定める駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、社会福祉法人等にあつては、この限りでない。

一 四 略

五 第十八条第一項又は第二十六条第一項の規定による明渡しの請求を受けていないこと。

第六章 略

(管理の特例)

第四十五条 知事は、愛知県住宅供給公社に法第四十七条第一項の規定により普通県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。以下この条において同じ。）又は共同施設の法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。以下この条において同じ。）を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定により普通県営住宅又は共同施設の管理を行わせる場

第五章 略

(使用の許可等)

十三条から第十五条の二まで及び第十八条から第二十条までの規定は、特定普通県営住宅について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第十一条、第十四条第三項並びに第十八条から第二十条までの規定中「普通県営住宅」とあるのは「特定普通県営住宅」と、第六条第五項中「次の各号のいずれかに該当する者で規則で定める要件を備えているもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

2 略

第六章 略

(使用者資格)

第三十八条 同上

一 四 略

五 第十八条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）又は第二十六条第一項の規定による明渡しの請求を受けていないこと。

第七章 略

(指定管理者による管理)

第四十五条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するものに、県営住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- 一 入居者の募集並びに入居、退去、異動及び駐車場の使用の手続に関する業務

二 県営住宅及び共同施設を適正に保全するために必要な指導に関する業務

合においては、愛知県住宅供給公社に次に掲げる権限を行わせることができる。

一 第五条の規定により県営住宅入居申込書を受け付けること。

二 第六条の規定により入居者又は補欠者を決定すること。

三 第七条の規定により実地調査を行い、又は入居の決定を取り消すこと。

四 第八条第一項の規定により入居指定日を指定し、同項第一号の規定により入居決定者の連帯保証人について適当と認め、若しくは県営住宅賃借保証書及び県営住宅賃貸借契約書を受け付け、同条第三項の規定により入居決定者に対する承認をし、又は同条第四項の規定により入居の決定を取り消すこと。

五 第十八条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求すること。

六 第十九条第一項の規定により職員を指定し、又は当該職員若しくは県営住宅監理員に普通県営住宅の検査若しくは入居者に対する必要な指示をさせること。

七 第二十条の規定により普通県営住宅を明け渡す旨の届出を受け付け、及び普通県営住宅の検査を行うこと。

八 第三十九条第一項の規定により県営住宅駐車場使用申込書を受け付け、同条第二項若しくは第三項の規定により駐車場を使用させるべき者を決定し、同条第四項の規定により使用指定日を指定し、若しくは県営住宅駐車場使用契約書を受け付け、又は同条第五項の規定により駐車場の使用の決定を取り消すこと。

九 第四十二条第一項の規定により使用者に対し駐車場の明渡しを請求すること。

十 前条の規定により県営住宅監理員を置くこと。

31 第一項の規定により普通県営住宅又は共同施設の管理を行う愛知県住宅供給公社は、前項第二号（入居者の決定に係る部分に限る。）、第三号（入居の決定の取消しに係る部分に限る。）、第四号（入居指定日の指定及び入居の決定の取消しに係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（県営住宅

三 県営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関する業務

四 県営住宅及び共同施設に係る環境整備に関する業務

五 その他県営住宅及び共同施設の管理に必要な調査、資料の作成、文書の收受及び発送等に関する業務

駐車場使用申込書及び県営住宅駐車場使用契約書の受付に係る部分を除く。）又は第九号に掲げる権限を行つた場合には、遅滞なく、その旨を知事に通知しなければならない。

4) 第一項の規定により愛知県住宅供給公社が普通県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第二章及び前章の規定の適用については、第五条、第六条第四項及び第五項、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項、第二十条、第三十九条並びに第四十二条第一項（第四号を除く。）中「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第十九条第一項中「知事は、普通県営住宅」とあるのは「普通県営住宅」と、「ときは、」とあるのは「ときは、知事はその指定する職員に、愛知県住宅供給公社の理事長は」と、「知事の」とあるのは「その」と、「職員に」とあるのは「職員に、それぞれ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「知事若しくは愛知県住宅供給公社の理事長」とする。

別表第二（第三条関係）

名称	所在地
清船南住宅	名古屋市中川区
忠道公園住宅	名古屋市南区
幸心住宅	名古屋市守山区
万場山住宅	名古屋市緑区
外根住宅	豊田
美園住宅	安城
北外山住宅	小牧
城山第二住宅	小牧
三好丘旭住宅	みよし

別表第三（第三条、第二十三条関係）

名称	所在地	家賃の月額(円)
稲葉地第二住宅の項から清洲住宅の項まで	略	略

別表第二（第三条、第二十三条関係）

名称	所在地	家賃の月額(円)
同上		

中島住宅の項以下略

三好丘旭住宅
みよし市
八四〇〇

別表第三(第二十八条関係)

名称	所在地
本宿住宅	岡崎市
長根住宅	半田市

愛知県営住宅管理規則の一部改正新旧対照表

新

(特別県営住宅の入居者の収入の基準)

第一条 略

- 2 前項の収入とは、入居申込者及び条例第四条第一号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適當である場合においては、知事が認定した額とする。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。
- 一 以下 略

(入居者資格)

第一条の二 条例第四条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

旧

(特別県営住宅の入居者の収入の基準)

第一条 略

- 2 前項の収入とは、入居申込者及び条例第四条第二号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適當である場合においては、知事が認定した額とする。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。
- 一 以下 略

- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止等法第三条第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百

四十号。以下「令」という。）附則第七項各号に掲げる地域内の普通県営住宅の入居者

十 解雇又は期間の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅からの退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して五年を経過していないもの（以下「離職退去者」という。）

2| 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3| 知事は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

（入居の申込み）

第二条 条例第五条（条例第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出する県営住宅入居申込書は、様式第一によらなければならない。

2 以下 略

（選考により入居を決定することができる者の要件）

第三条 条例第六條第五項（条例第二十七条において準用する場合を除く。）の規則で定める要件は、別表の上欄に掲げる者について、同表の下欄に掲げるものとする。

2 条例第二十七条において準用する条例第六條第五項の規則で定める者は、六十歳以上の者（同居親族の全^レてが配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は十八歳未満若しくは五十六歳以上の者である者に限る。以下この項において同じ。）の直系血族で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（入居の申込み）

第二条 条例第五条（条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により提出する県営住宅入居申込書は、様式第一によらなければならない。

2 以下 略

（選考により入居を決定することができる者の要件）

第三条 条例第六條第五項（条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を除く。）の規則で定める要件は、別表の上欄に掲げる者について、同表の下欄に掲げるものとする。

2 条例第二十七条及び第三十一条において準用する条例第六條第五項の規則で定める者は、六十歳以上の者（同居親族のす^レべてが配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は十八歳未満若しくは五十六歳以上の者である者に限る。以下この項において同じ。）の直系血族で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一以下 略

(賃借保証書及び賃貸借契約書)

第五条 条例第八条第一項第一号(条例第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により提出する県営住宅賃借保証書は様式第三、県営住宅賃貸借契約書は様式第四によらなければならない。

(収入の申告)

第十条 条例第十条第一項の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第七)に公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第八条第二項に規定する書類を添えて、行わなければならない。

2 条例第十条第三項、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定により知事に意見を述べようとする者は、収入の認定・収入超過者の決定・高額所得者の決定に対する意見陳述書(様式第八)にその理由を証する書類を添えて、

条例第十条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、知事に提出しなければならない。

(家賃免除等の申請)

第十二条 条例第十二条第一項(条例第十三条第二項(条例第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)、条例第十四条第二項(条例第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。))並びに条例第十六条第四項、第十七条第六項及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により家賃(条例第十三条第二項において準用する場合にあつては延滞金、条例第十四条第二項において準用する場合にあつては敷金、条例第十七条第六項において準用する場合にあつては家賃又は金銭)の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃等減免(徴収猶予)申請

のとする。

一以下 略

(賃借保証書及び賃貸借契約書)

第五条 条例第八条第一項第一号(条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により提出する県営住宅賃借保証書は様式第三、県営住宅賃貸借契約書は様式第四によらなければならない。

(収入の申告)

第十条 条例第十条第一項(条例第三十一条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、収入申告書(様式第七)に公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第八条第二項に規定する書類を添えて、行わなければならない。

2 条例第十条第三項(条例第三十一条において準用する場合を含む。)、第

十六条第二項又は第十七条第二項の規定により知事に意見を述べようとする者は、収入の認定・収入超過者の決定・高額所得者の決定に対する意見陳述書(様式第八)にその理由を証する書類を添えて、条例第十条第二項(条例第三十一条において準用する場合を含む。)、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、知事に提出しなければならない。

(家賃免除等の申請)

第十二条 条例第十二条第一項(条例第十三条第二項(条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。))、条例第十四条第二項(条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。))並びに条例第十六条第四項、第十七条第六項、第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。)の規定により家賃(条例第十三条第二項において準用する場合にあつては延滞金、条例第十四条第二項において準用する場合にあつては敷金、条例第十七条第六項において準用する場合にあつては家賃又は金銭)の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者

書（様式第九）又は県営住宅家賃福祉減額申請書（様式第十）を、知事に提出しなければならぬ。

2 略

（建替事業の施行に伴う家賃の免除）

第十三条 条例第十二条第二項第一号（条例第十六条第四項及び第十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は条例第十二条第二項第二号（条例第十六条第四項及び第十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合において、条例第十二条第二項第一号に規定する新たに建設された普通県営住宅又は条例第十二条第二項第二号に規定する他の普通県営住宅（以下「建替住宅等」という。）に入居した者に対しては、令第十一条に規定する方法により、家賃の一部を免除する。

2以下 略

（敷金の額）

第十四条 条例第十四条第一項（条例第二十七条において準用する場合を含む。）の敷金の額は、次に定めるとおりとする。

一以下 略

（公的住宅のあつせん）

第二十一条 令第八条第一項に規定する収入の基準を超える収入がある普通県営住宅の入居者で、当該普通県営住宅を明け渡すために独立行政法人都市再生機構が賃貸する住宅その他の公的資金による住宅等（公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）を除く。）のあつせんを希望するものは、公的住宅あつせん申出書（様式第十八）に収入を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（立入検査員証）

第二十三条 条例第十九条第二項（条例第二十七条及び第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第二十によるも

は、県営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（様式第九）又は県営住宅家賃福祉減額申請書（様式第十）を、知事に提出しなければならない。

2 略

（建替事業の施行に伴う家賃の免除）

第十三条 条例第十二条第二項第一号（条例第十六条第四項及び第十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は条例第十二条第二項第二号（条例第十六条第四項及び第十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる場合において、条例第十二条第二項第一号に規定する新たに建設された普通県営住宅又は条例第十二条第二項第二号に規定する他の普通県営住宅（以下「建替住宅等」という。）に入居した者に対しては、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第十一条に規定する方法により、家賃の一部を免除する。

2以下 略

（敷金の額）

第十四条 条例第十四条第一項（条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。）の敷金の額は、次に定めるとおりとする。

一以下 略

（公的住宅のあつせん）

第二十一条 令第八条第一項に規定する収入の基準を超える収入がある普通県営住宅の入居者で、当該普通県営住宅を明け渡すために独立行政法人都市再生機構が賃貸する住宅その他の公的資金による住宅等（公営住宅を除く。）のあつせんを希望するものは、公的住宅あつせん申出書（様式第十八）に収入を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（立入検査員証）

第二十三条 条例第十九条第二項（条例第二十七条、第三十一条及び第三十七条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、様式第

のとする。

(退去届等)

第二十四条 条例第二十条(条例第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、県営住宅退去届(様式第二十一)によらなければならない。

2 略

(公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理)

第二十四条の二 公営住宅に準じて管理を行う県営住宅に係る第二項及び第二十条の規定の適用については、これらの規定中「公営住宅法」とあるのは、「条例第二十条の二第一項において読み替えて準用する公営住宅法」とする。

(社会福祉法人等に係る使用の許可の申請)

第二十七条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 略

二 普通県営住宅(公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。次条、第二十九条、第三十一条及び第三十六条において同じ。)に現に居住する者の氏名、性別及び生年月日を記載した書類

三以下 略

(管理の特例)

第三十六条 条例第四十五条第一項の規定により愛知県住宅供給公社が普通県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第一條の二第二項及び第三項、第二條第二項第三号、第二條の二、第四條、第六條第二項、第七條、第八條、第十五條、第十六條(第三十一条において準用する場合を含む。)から第二十二條まで、第二十四條第二項、第三十條第二項、第三十二條第二項並びに次條並びに別表の規定の適用については、第一條の二第二項及び第三項、第二條第二項第三号、第二條の二、第四條第二項、第六條第二項ただし

二十によるものとする。

(退去届等)

第二十四条 条例第二十条(条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、県営住宅退去届(様式第二十一)によらなければならない。

2 略

(社会福祉法人等に係る使用の許可の申請)

第二十七条 略

2 同上

一 略

二 普通県営住宅に現に居住する者の氏名、性別及び生年月日を記載した書類

三以下 略

書、第七条、第八条、第十五条第二項及び第三項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条、第三十条第二項、第三十二条第二項並びに次条中「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第四条第一項中「普通県営住宅」とあるのは「普通県営住宅（公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）に準じて管理を行う県営住宅を除く。）」と、「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第十五条第一項、第十六条第一項及び第三項、第十七条第一項、第十八条第一項並びに第二十二条中「県営住宅」とあるのは「県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅及び特別県営住宅を除く。）」と、「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第十六条第二項中「知事は」とあるのは「普通県営住宅」とあるのは「普通県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。）」と、「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第二十条中「普通県営住宅」とあるのは「普通県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅を除く。）」と、「公営住宅（公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）」とあるのは「公営住宅」と、「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、第二十四条第二項中「県営住宅に」とあるのは「県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅及び特別県営住宅を除く。）」に」と、「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、別表その他特別の事情がある者の項中「知事」とあるのは「愛知県住宅供給公社の理事長」と、「所在する県営住宅」とあるのは「所在する県営住宅（公営住宅に準じて管理を行う県営住宅及び特別県営住宅を除く。）」とする。

(書類の提出方法)

第三十七条 略

附 則

1 及び 2 略

(書類の提出方法)

第三十六条 略

附 則

1 及び 2 略

3| (利便性係数の特例)
略

4| 略

別表 (第三条関係)

二十歳未満の子を扶養している寡婦の項 略	要件
引揚者給付金等支給法 (昭和三十二年法律第九号) 第二条第一項に規定する引揚者であること。	

3| (選考により入居を決定することができる者の要件の特例)
当分の間、条例第六条第五項 (条例第二十七条及び第三十一条において準用する場合を除く。) の規則で定める要件は、その他特別の事情がある者について、第三条第一項に定めるもののほか、平成二十年十月一日以後の解雇又は期間の定めのある労働契約の更新拒否により、居住する住宅からの退去を余儀なくされた者 (第一号にあつては、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされることとなる者を含む。) として、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 現に住宅に困窮していると認められる者

二 国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) 第十八条第六項の規定による許可により国が使用させる住宅に現に居住している者

三 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十八条の四第七項の規定による許可により地方公共団体が使用させる住宅に現に居住している者

四 借地借家法 (平成三年法律第九十号) 第三十八条第一項の規定による定期建物賃貸借により地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が賃貸する住宅に現に居住している者

4| (利便性係数の特例)
略

5| 略

別表 (第三条関係)

同上	要件
同上	

心 身 障 害 者	炭鉱離職者の項及び六十歳以上の者の項 略		引 揚 者	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者で、帰還したものであること。
	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等又は同法第六条第一項に規定する当該親族等であること。</p>	<p>厚生労働大臣が定めるところにより交付を受けた療育手帳を所持している者で、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長により重度又は中度の知的障害者と判定されたものであること。</p> <p>精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により重度又は中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判定された者であること。</p> <p>戦傷病者特別援護法第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法別表第一号表ノ三第一款症以上の障害を有するものであること。</p>		<p>身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則別表第五号の四級以上の障害を有するものであること。</p>

心 身 障 害 者	同上	引 揚 者	同上
	<p>戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ三第一款症以上の障害を有するものであること。</p> <p>身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の四級以上の障害を有するものであること。</p>		<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第二条第一項に規定する中国残留邦人等又は同法第六条第一項に規定する当該親族等であること。</p>

<p>歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住する者であること。</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律<u>第二</u>条第三項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条第一項の認定を受けた者</p> <p>二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第五十一条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている者</p>	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第二条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。</p>	<p>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五号）第二条に規定するホームレス又はその自立を支援する施設の入所者で、自立の意思があり、かつ、地域社会の中で自立した居宅生活を営むことが可能なものであること。</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号及び第三号の道路又は河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用される河川に関する事業の用に供するため必要とする土地に居住する</p>
--	--	---	--	--	--

<p>同上</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）<u>第二</u>条第二項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>一 <u>同法</u>第十一条第一項の認定を受けた者</p> <p>二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第五十一条各号に掲げる障害を伴う疾病にかかっている者</p>	<p>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）<u>第二</u>条に規定するハンセン病療養所入所者等であること。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
-----------	--	---	---	-----------	-----------

<p>者で、立退きを必要とし、適当な立退き先がないものであること。</p>	<p>六十歳以上の者（当該者についてこの表に掲げる要件を備えているものをいう。以下同じ。）の直系血族で、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p>	<p>一 六十歳以上の者と同一の市区町村内に住所を有していない者</p> <p>二 六十歳以上の者の住所（六十歳以上の者と同時に県営住宅に入居しようとする場合にあつては、当該六十歳以上の者が入居しようとする県営住宅の所在地）から知事が相当と認める距離の範囲内に所在する県営住宅に入居しようとする者</p>	<p>その他特別の事情がある者</p> <p>独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）に居住する者で、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>一 機構等が施行する賃貸住宅を建て替える事業のため、機構等から当該賃貸住宅の明渡し請求を受けている者</p> <p>二 建替後の賃貸住宅の家賃の月額が現に居住する賃貸住宅の家賃の月額と比して著しく高いため、その家賃の支払が困難となると知事が認める者</p> <p>三人以上の十八歳未満の子と同居しようとする者であること。</p>
---------------------------------------	--	--	---

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>その他特別の事情がある者</p>
-----------	-----------	-----------	---------------------

<p>婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない男子で、二十歳未満の子を扶養しているもの（同居親族のうちに二十歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業に就いている者がいるものを除く。）であること。</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子と同居しやうとする者であること。</p>	<p>配偶者暴力防止等法第一条第二項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>一 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護若しくは配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>二 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p>	<p>犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十六号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等（配偶者暴力防止等法第一条第二項に規定する被害者</p>
--	---	--	---	---

<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>一 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護若しくは配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>二 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p>	
-----------	-----------	--	---	--

	<p>を除く。)で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>一 犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者</p> <p>二 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となつたと認められる者</p> <p>配偶者との年齢の合計の年数が七十年以下である者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>一 婚姻の日後一年以内の者</p> <p>二 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と同居を開始した日後一年以内の者</p> <p>三 婚姻の届出をしようとする日前四月以内の者</p> <p>離職退去者であること。</p>
	<p>同上</p> <p>同上</p>